

平成26年度 木曾三川連合総合水防演習・広域連携防災訓練が木曾川右岸河川敷で行われました。



Contents

特集 津波から町を守る！～木曾川堤防の耐震化を図る～ 2～3

わたしたちのまちのNEWS

INFORMATION きそさき

生活のミニ情報

教育委員会だより

警察署コーナー

4～6

こんにはは保健師です

18

7～10

保健衛生のコーナー

19

11～12

6月のお知らせ等

20

13～16

カレンダー

21

17

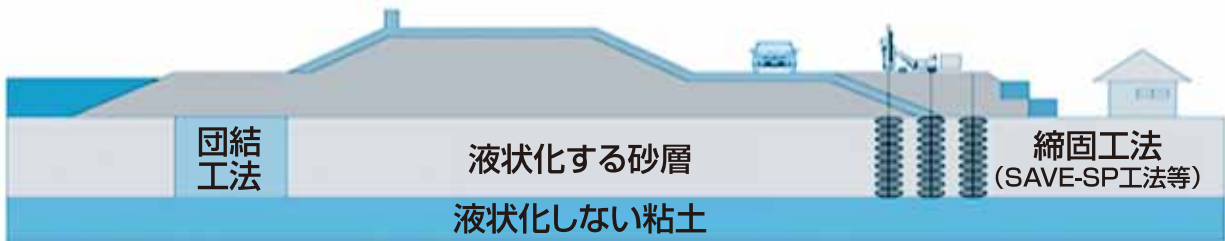
木曾岬町の風景

22

液状化対策工事ってどんな工事?

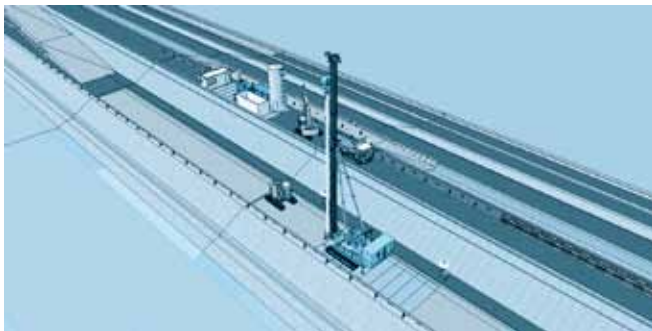


◆液状化対策工事とは?

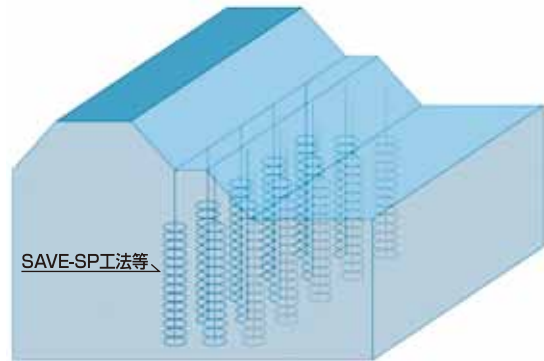


川裏側をSAVE-SP工法(砂に水と流動化剤を混ぜて流動性を持たせた「流動化砂」をポンプにより地盤中に注入し、地盤を締固める工法)等の締固め工法により基礎地盤を強化する工事です。

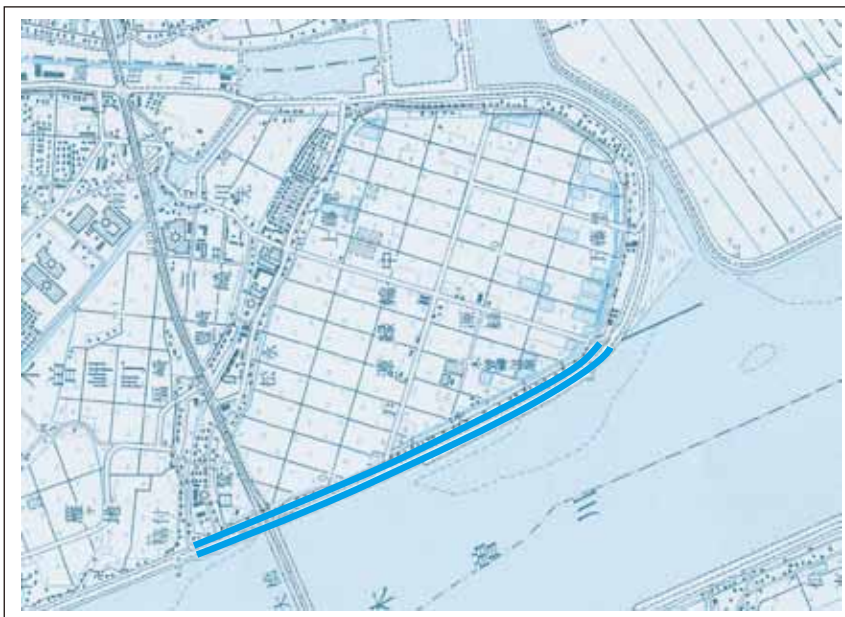
川表側(固結工法)



川裏側(締固め工法)



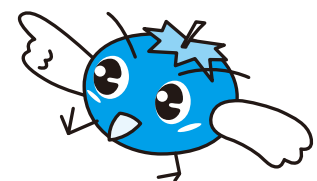
◆施行する区域は?



現在、町内で事業化されている木曾川左岸堤防の耐震補強事業(国土交通省所管)は、源緑輪中地先のおよそ1.5km余の区間です。

その他の区間は、事業の進捗を踏まえ国土交通省に要望を行っているところです。

また、鍋田川右岸堤防についても、耐震補強の要望を三重県に行っています。



※工事施工にあたり木曾川堤防道路や堤防下道路の通行規制を行いますので、ご理解ご協力の程よろしくお願ひします。

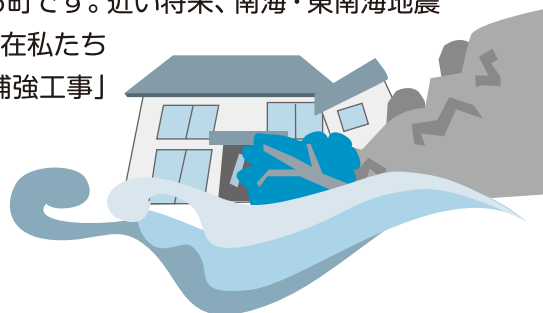
津波から町を守る!

～木曽川堤防の耐震化を図る～

地震により発生した津波が、多くの尊い人命を奪った「東日本大震災」の記憶は、皆さんの心に残っていると思います。今月号では、今町内で国土交通省により施工されている高潮堤防の「液状化対策工事」について紹介します。

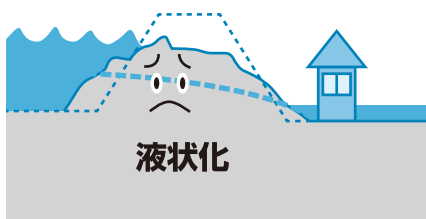
当町は、木曽川の河口部に位置し輪中堤防によって守られている町です。近い将来、南海・東南海地震の発生が危惧されているのはご存じのことと思います。そこで、現在私たちの町を守っている輪中堤防を地震や津波に耐えられるよう「耐震補強工事」が国土交通省により進められています。

地震による堤防の沈下、崩壊、ひび割れ等の被害のほとんどが **地盤の液状化** によるものと言われています。この耐震補強工事とは、これを防ぐため堤防地盤をセメントなどで改良したり、砂杭により締め固める液状化対策工事のことです。



地震による液状化で堤防はどうなるの？

地震による地盤の液状化で堤防が大きく沈下すると、津波や満潮による浸水被害が心配されます。



満潮によって水位があがり、沈下した堤防の高さを超えた水が流れ込んだり、弱くなった所から浸透したりします。



津波や洪水によっても同じような被害が発生する恐れがあります。



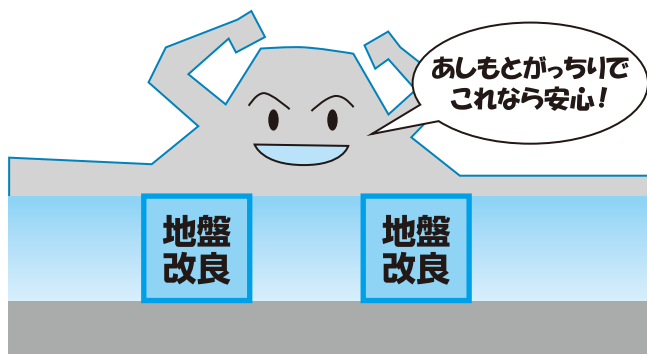
堤防の上には道路が走っているので、避難する時に困ったり、物資の輸送ができなくなったりします。

このため、万々に備えて地震に強い堤防(液状化防止のための耐震化)が必要なのです。



【木曽川高潮堤防】

堤防の耐震化を図る!



後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証について

被保険者証が変わります

新しい被保険者証（若草色）を、7月下旬に、ご自宅に簡易書留にて郵送します。

8月1日以降は、新しい被保険者証（若草色）を病院や薬局の窓口に掲示してください。**ピンク色**の被保険者証は、ご使用になれませんので確実に破棄してください。



限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の方は、通院の際に『限度額適用・標準負担額減額認定証』を病院の窓口へ提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。また、入院の際には食事代が減額されます。

この減額認定証の交付を受ける場合は、役場住民課へ申請してください。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。

原則、7月中旬ごろに保険料額および納付方法の通知を役場住民課から送付します。

●保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

平成26・27年度の保険料の計算方法は下記のとおりです。

均等割額 43,050円	+	所得割額 (総所得金額等* -33万円) ×8.30%	=	年間保険料額 (賦課限度額57万円)
-----------------	---	-----------------------------------	---	-----------------------

国の制度改正にともない、平成26・27年度保険料率の改定にあたって、以下の見直しを行っています。

- ・低所得者への保険料軽減（均等割2割・5割軽減）の対象拡充
- ・賦課限度額の引上げ（年55万円 → 年57万円）

※総所得金額等とは

- ・各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。
- ・遺族年金や障がい年金は収入に含みません。
- ・各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）は適用されません。

●保険料の軽減

【均等割の軽減】

所得が低い世帯に属する方は、右記の基準により均等割額が軽減されます。

【所得割の軽減】

基準所得金額（所得割の計算の基礎となる総所得金額等-33万円）が58万円以下の場合、所得割が5割軽減されます。

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他各種所得がない）	9割	4,305円
33万円以下	8.5割	6,457円
33万円+被保険者数×24万5千円以下	5割	21,525円
33万円+被保険者数×45万円以下	2割	34,440円

【注1】世帯は4月1日（年度途中で資格取得された方は資格取得日）時点での状況で判定されます。

【注2】前年12月末日の年齢が65歳以上の方の年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。

【注3】事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

【後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険※の被扶養者であった方に対する軽減】

被保険者均等割額が9割軽減し、所得割は賦課しません。
 該当の方には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった方で軽減措置が行われていない場合は、役場住民課にお知らせください。

※被用者保険とは
 協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。

●**保険料の減免、徴収猶予**

災害に遭われた場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な方（おおむね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請を行っていただくことにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができます場合があります。

●**保険料の徴収**

保険料の徴収方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく普通徴収となります。

※複数の年金を受給されている場合、受給額の多少に関わらず、国民年金・厚生年金・共済年金の順番で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

◆特別徴収となる方は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法



◆普通徴収となる方は、保険料額決定通知書および納付書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

◆納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更をご希望の方は申請が必要です。
 なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

一部負担金の割合の変更（基準収入額適用申請）について

●**申請により負担割合が変更される場合があります。**

住民税課税所得（課税標準）額等が145万円以上の被保険者およびその方と同一世帯の被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する被保険者の方は、申請により負担が1割になります。（7月末までに申請された方は8月から、8月以降に申請された方は申請月の翌月から負担割合が変更）

●**同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合（被保険者の収入額）・・・383万円未満**

※ただし、被保険者の収入額が383万円を超える場合であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額が520万円未満

●**同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合（被保険者の収入額合計）・・・520万円未満**

後期高齢者健康診査について

6月下旬から受診券などを後期高齢者医療広域連合から順次送付します。

●目的

健康管理と生活習慣病の早期発見を目的としています。

●対象者

8月31日までに後期高齢者医療被保険者となられる方

●送付スケジュール

4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬発送

5月～7月中に被保険者となられる方

⇒ 8月下旬発送

8月中に被保険者となられる方 ⇒ 9月下旬発送

●受診期間

7月から11月末までの間

●受診場所

病院・診療所など

●受診方法

受診券などをご覧ください。

●自己負担額

住民税課税世帯の方 500円

住民税非課税世帯の方 200円

※なお、今年度より受診された方には自己負担額を助成します。

受診後、医療機関の領収書、被保険者証、印鑑、振込先口座のわかるものを持参のうえ、役場住民課へ申請してください。

後期高齢者医療費通知について

平成27年3月下旬に医療費通知を後期高齢者医療広域連合から送付します。

●目的

実際にかかった医療費の総額(10割)をお知らせし、ご自身で内容を確認していただくことにより、医療と健康に対する意識の向上と、今後の健康管理にお役立っていただくことを目的としています。

●対象者

平成26年1月1日から平成26年12月31日の間に療養を受けられた方

●不要な方

医療費通知を不要とされる方は、平成27年1月31日までに下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

はり・きゅうの施術の申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず署名・押印してください。

神経痛、リウマチなどの傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意していることが必要で、医療機関で治療を受けながらの施術は認められません。

あん摩・マッサージの施術の申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず署名・押印してください。

筋麻痺・関節拘縮などの症状が認められ、治療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限り。

柔道整復(整骨・接骨)の施術の申請について

健康保険は治療を目的としたものであり、医師や柔道整復師に、急性または亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲および捻挫など(いわゆる肉ばなれを含む。)と診断または判断され、施術を受けたとき(骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ることが必要です。)は、健康保険などの対象となりますが、疲労性・慢性的な要因からくる単なる肩こりや筋肉疲労など、健康保険などの対象にならない場合がありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

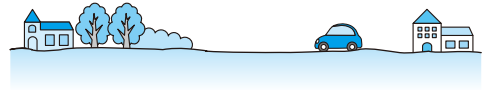
『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

- 問合せ先
- 三重県後期高齢者医療広域連合事業課
- 被保険者証・保険料・一部負担金関係 ☎059-221-6883
- 健康診査・医療費通知関係・療養費関係 ☎059-221-6884
- 役場 住民課 ☎68-6103

INFORMATION

きそさき



みなさんご存知ですか？ 児童扶養手当・ 特別児童扶養手当

●児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが、育成される家庭（ひとり親家庭など）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

【支給期間】

児童が18歳に達する年の年度末まで（※精神または身体に一定以上の障害がある場合は20歳未満までです）

【支給要件】

次に該当する子どもについて、母、父または養育者が監護などしている場合に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した子ども
- ・父または母が死亡した子ども
- ・父または母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ・父または母が生死不明の子ども
- ・父または母が1年以上遺棄している子ども
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ・父または母が1年以上拘禁されている子ども
- ・婚姻によらないで生まれた子ども
- ・棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども

●特別児童扶養手当とは？

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

【支給要件】

身体や精神に障がいのある児童を監護・保護している父、母または養育者が監護している場合に支給されます。

●受給するためには？

・手当を受給するためには、お住まいの市町村へ申請が必要です。

- ・手当は申請の翌月分から支給開始となります。
- ・手当の支払いは、児童扶養手当は4月、8月および12月の3期に、特別児童扶養手当は4月、8月および11月の3期それぞれの前月までの分が支払われます。

●問合せ先

役場 福祉健康課
☎68-6104

児童手当の現況届の 提出は6月30日まで に！

現在、児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届けは、毎年6月1日における状況を把握し、児童手当などを引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届けの提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。

ますので、ご注意ください。

※「現況届」は6月上旬ごろ、役場より各家庭へ送付します。

●現況届に必要な添付書類など

- ・健康保険被保険者証の写しなど
- ・請求者が被用者（サラリーマンなど）である場合に提出してください。

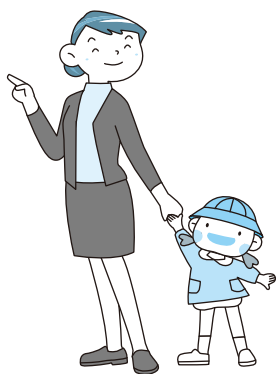
・前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明書

木曾岬町に平成26年1月1日現在住民登録がない保護者は、提出してください。

★その他、必要に応じて提出する書類があります。

●問合せ先

役場 福祉健康課
☎68-6104



『歯にやさしいおやつ作り』

親子で楽しくクッキングしながら、
幼児期に必要な栄養やおよつのポイントに
ついて学びましょう。

- 日 時／6月25日(水)
午前10時～
- 場 所／保健センター
- 対 象／1歳～4歳の子どもを持つ保護者
- 定 員／20組(当日は託児あり)
- 参 加 費／1組200円
- 持 ち 物／エプロン、三角巾、布巾、器、
子どもスリッパ
- 申込方法／6月18日(水)までに役場 福祉
健康課(☎68-6104)までお電話
もしくは窓口までお申し込みく
ださい。
(定員になり次第締め切ります)



ヘルシークッキングのお知らせ

実施日	内 容
6月20日(金)	肥満予防・・・お腹が気になるあなたに!
7月18日(金)	お酢を使ったヘルシー料理
9月26日(金)	高齢者の元気レシピ
1月30日(金)	免疫力アップで不調をのりきろう!

- 時 間／午前9時30分～午後1時30分
- 開催場所／保健センター調理室
- 対 象／木曾岬町にお住まいの方
- 定 員／12名(6名以上で実施します)
- 実施内容／ミニ講話と調理実習
- 持 ち 物／エプロン、三角巾、布巾、米0.5合
- 参 加 費／各回1人300円(材料費)
- 申込方法
各実施日8日前までに役場 福祉健康課(☎68-6104)
までお電話もしくは窓口までお申し込みください。
(定員になり次第締め切ります)
※都合により、実施日・内容を変更する場合があります
ので、ご了承ください。

ふとん洗濯サービス のご案内

清潔なおふとんでグッスリ睡眠

洗浄・すすぎ・脱水そして乾燥・
消毒により汚れやダニもきれいに
とれる寝具洗濯サービスをご利用
ください。

●申込方法

役場福祉健康課にて申し込んで
ください。

●申込期限

6月27日(金)

●実施は

7月中に業者がお宅へお伺いし
て布団をお預かりし、おおむね
1週間以内にお届けします。な
お、お伺いする日時は、業者か
ら連絡します。

※代わりのお布団が必要な場合は、
有料で貸し出しもあります。

●対象寝具

- ① 掛け布団+敷き布団+毛布
 - ② マットレス+ベットパット+
掛け布団+毛布
 - ③ マットレス+ベットパット+
掛け布団+敷き布団+毛布
- ※羽毛布団などご利用いただけ
ません。

●利用料

- ①の場合 680円
- ②の場合 890円
- ③の場合 1,100円

●申込みおよびお問合せは

役場 福祉健康課
☎68-6104

このサービスを利用できるのは
在宅で次のいずれかに該当する方

- ① おおむね65歳以上の一人暮らしの方
- ② 介護認定を受けた方
- ③ 心身障がい児(者)で衛生管理が困難な方

木曾岬町の新しい駐在さんです!



初めまして。
今回の異動で、木曾岬駐在所に配属に
なりました、吉田 頭(よしだけん)です。
異動前は、三重県南部の尾鷲警察署で
勤務していました。
出身は紀宝町で、年齢は33歳です。趣味はバイクツーリン
グと写真撮影です。
駐在所勤務は2回目で北勢地方は初めてですが、地域の
皆さんの声をくみ取り頑張っていきたいと思っておりますのでよろ
しく願います。

平成26年度 木曾岬町消防団体制

木曾岬町消防団幹部の紹介

- 団 長 平野 守 幸
- 副 団 長 黒宮 一 郎
- 第1分団長 杉野 保 憲
- 第2分団長 森 章 隆
- 新 第3分団長 黒宮 昭 志
- 新 第4分団長 服部 陽 介
- 新 第5分団長 服部 雅 志

平成26年度新入団員の紹介

- 第1分団 服部 達 哉
- 第1分団 三宅 真 也
- 第2分団 諸 戸 良 太
- 第3分団 古 村 大 樹
- 第3分団 服部 彰 宏
- 第4分団 鷺野 英 之
- 第4分団 竹内 与 司
- 第4分団 浅井 耕 司
- 第5分団 伊藤 翼 悟
- 第5分団 加藤 真 裕
- 第5分団 酒井 裕 馬

(敬称略)

以上11名

「自分のまちは、自分で守る。」

新入団員 初めての訓練

本年度、木曾岬町消防団に新たに11名が入団し、去る4月13日(日)に規律訓練を実施しました。

当日は天候に恵まれ、これからの消防団活動の基礎となる行動規律の習得を中心とした訓練を、長島木曾岬分署石川分署長の指導のもと、緊張感を持って真剣に取り組みました。また、規律訓練と同時に水防工法の一つである「竹流し工法」についても訓練を行いました。



平成26年度 消防団規律訓練

国民年金保険料 学生納付特例制度の ご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

〈所得のめやす〉
118万円＋扶養親族等の数×38万円

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月初めに再申請の用紙が送られていますので、引き続き学生納付特例制度をご希望の場合で未申請の方は、必要事項を記

入の上ご提出ください。

国民年金保険料 学生納付特例申請に ついて

学生納付特例制度により、平成25年度に保険料納付を猶予されている方で、平成26年度も引続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されています。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成26年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

なお、平成26年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

●問合せ先

四日市年金事務所(代表)

☎ 059-353-5515

役場 住民課

☎ 68-6103



グリーンカーテン用 苗木(ゴーヤ)の無料 配布「盛況におわりま した」

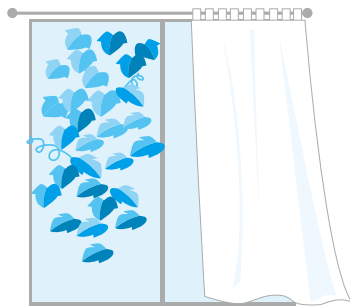
5月11日(日)役場駐車場庫前において、グリーンカーテン用苗木「ゴーヤ」の無料配布を行いました。

町では「身近にできることからチャレンジ」をキーワードにグリーンカーテン事業の普及に取り組

んでおり、苗木の配布は昨年度に続き行ったものです。

今年も町内のJA木曾岬温室部会の方々に苗づくりをお願いし、ゴーヤの苗木1,000本を用意しましたが、9時からの配布にたくさんの方々にお越しいただき、用意した苗木は1時間余でなくなる程の盛況で終わりました。

町では、本年度も「グリーンカーテン補助事業」も実施していますので、皆さまぜひ活用ください。



●問合せ先

役場 住民課

☎68-6103

「木曾岬町複合型施設基本設計」に関する 意見を募集します

新たな町の拠点施設として整備する「複合型施設」の基本設計がまとまりました。より一層住民の皆さまに親しんでいただき、ご利用いただける施設にするために計画書の縦覧を行いますので、計画に対する疑問・提案などご意見をいただきますようお願いいたします。

- 意見募集期間／6月2日(月)から6月30日(月)
- 意見募集対象者／町内に在住・在勤・事業を営む方
- 公表方法／町ホームページに掲載または役場総務政策課での閲覧
- 意見提出方法／窓口：役場総務政策課

郵送：〒498-8503 木曾岬町大字西対海地251 総務政策課

FAX：0567-68-3792

メール：soumu@town.kisosaki.mie.jp

※意見書用紙は、総務政策課窓口またはホームページからダウンロードしてください。

●提出された意見の公表

提出された意見などについては、町の考え方を付して内容を公表します。(ただし、住所、氏名などの個人情報は公表しません。)

なお、個別に回答は行いませんので、ご了承ください。

- 問合せ先／役場 総務政策課 ☎0567-68-6100



生活のミニ情報

「子どもの人権110番」強化週間について

●目的

平成25年中における法務省の人権擁護機関が救済手続を開始した人権侵害事件数は、22,437件であり、対前年比で493件(2.2%)減少しましたが、子どもに関する人権侵害事件数は増加しており、事件の特徴的な動向をみると、学校における「いじめ」に関する人権侵害事件数は4,034件(対前年比1.2%増加)、教育職員による体罰に関する人権侵害事件数は87件(対前年比139.7%増加)、児童に対する暴行虐待に関する人権侵害事件数は、91件(対前年比4.4%増加)で、いずれも過去最高となっています。このような子どもをめぐる種々の人権問題の解決を図るための取組を強化することを目的として、今年度も全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

●実施日時など

期 間
6月23日(月)～6月29日(日)までの7日間

時 間
午前8時30分～午後7時まで
ただし、土曜日・日曜日は午前10時～午後5時まで
相談番号
「子ども人権110番」
0120-0007-1110
(全国共通フリーダイヤル・無料)

問合せ先
津地方法務局人権擁護課
☎059-228-4193

応急手当普及員講習会

●実施日時

7月14日(月)、15日(火)の2日間
午前9時～午後5時30分
※両日とも受講が必要

●実施場所

桑名市大字江場7番地
桑名市消防本部(2階研修室)

●申込方法

下記問合せ先に電話にて申し込んでください。

※住所、郵便番号、氏名、生年月日、電話番号をお聞かせください。

なお、当日普通救命講習修了証を持参ください。

●受付期間

6月23日(月)～7月10日(木)まで
(土、日を除く午前8時30分～午後5時まで)

●定 員
30人(定員になり次第、受付を締め切ります)

●受講料
無 料

●対 象
普通救命講習修了者(受講してから3年以内)であり、グループ活動などで応急手当の指導を行っていた方

●講習内容

心肺蘇生法を中心とする応急手当の方法と指導要領

●認定証

一定のレベルに達すると技能認定証(3年間有効)が交付されます。

●受講上の注意事項

- 1 筆記用具を持参してください。
- 2 服装は動きやすい服装、靴でお越しください。
- 3 講習時間に遅刻、早退した場合は講習終了とは認められません。
- 4 食事は各自でご用意ください。車での外食は原則できません。なお、ゴミは各自お持ち帰りいただきますようご協力ください。
- 5 交通手段は、できるだけ公共交通機関を利用していただきますようご協力ください。



●問合せ先
桑名市消防本部・防災指導課
☎0594-24-5297

平成26年度 公益財団法人三重県下水道公社 下水道排水設備工事責任技術者試験のお知らせ

●試験日時

11月27日(木)
午後1時から

●試験会場

三重県総合文化センター
津市一身田上津部田1234

●申込受付期間

7月1日(火)～8月25日(月)
(当日消印有効)

●問合せ先

(公財)三重県下水道公社 総務課
下水道排水設備工事責任技術者資格認定業務担当
☎0598-53-2331
三重県下水道公社ホームページアドレス
<http://www.nie-kousha.or.jp/>
役場 産業建設課
☎68-6106

事業主のみなさまへ

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新はお早めに！

労働保険料（平成25年度確定・26年度概算）の申告・納付は**6月22日（月）から7月10日（木）**までです。
（電子申請は、6月1日から可能です）

お忘れなく！ お早めに！

★年度更新集合受付会を開催します

●日 時

7月8日（火）・9日（水）・10日（木）
午前9時～午後4時

●場 所

四日市、津、松阪、伊勢、熊野の各労働基準監督署
桑名市城東地区複合施設
「はまぐりプラザ」
鈴鹿市神戸コミュニティセンター
尾鷲公共職業安定所

以上9会場

※申告書記載について不明の場合は、次の資料をお持ちください。

①「概算・確定労働保険料／一般拠出金申告書」

②作成した平成25年度確定分の賃金集計表

一括有期事業のうち建設の事業については、工事台帳（請負金額・工期などが確認できるもの）

③事業主印鑑（法人は代表者印鑑）

※労働保険の年度更新手続きは、電子申請により労働局・労働基準監督署へ出向かなくても、自宅・オフィスから、いつでも手続きができます。

（詳しくは、電子政府の総合窓口へ

<http://www.e-gov.go.jp/>）

●問合せ先

三重労働局総務部 労働保険徴収室

津市島崎町327-2

☎059-226-2100

裁判員裁判の実施状況

平成21年5月21日のスタートから、5年が経った『裁判員制度』。平成25年12月までに6,060人の被告人に判決が言い渡されました。今回は、これまでの裁判員裁判の実施状況をお知らせします。

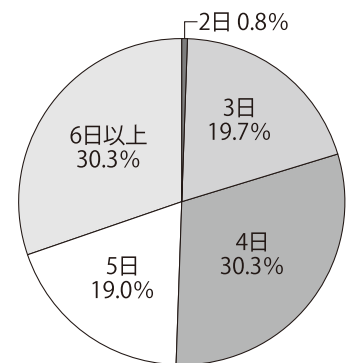
●どれくらいの人数が選ばれたの？

平成25年12月までに選任された裁判員の数は34,896人、補充裁判員の数は11,929人でした。

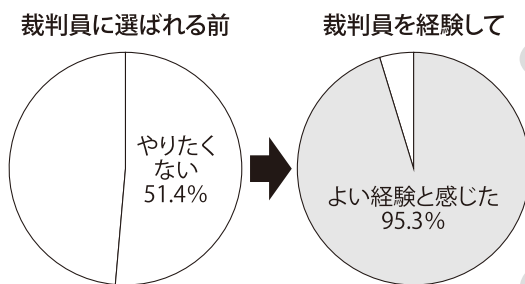
●何日くらい参加するの？

平成25年12月までに判決が言い渡された裁判員裁判の対象となった事件の多くが4日前後で終了しています。

●参加した感想は？



注)四捨五入により合計100%にならない。



普段経験できない貴重な経験だった。
社会のことを考えるきっかけになった。
裁判や裁判所が身近に考えられるようになった。

裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>) では、裁判員裁判実施状況の検証報告書などにより、裁判員制度の実施状況などが

職 種	税務職員採用試験
受験資格	1 平成26年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および平成27年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者
申込期間	【インターネット】 6月23日(月)～7月2日(水) 【郵送または持参】 6月23日(月)～6月26日(木)
試 験 日	第1次試験 9月7日(日) 第2次試験 10月16日(木)～10月24日(金)までのいずれか指定する日
問合せ先	名古屋国税局 人事第二課 試験係 ☎052-951-3511(内線3450) 国税庁 HP (http://www.nta.go.jp)

**税務職員募集
(高校卒業程度)**

説明されているほか、裁判員を経験された方々へのアンケート結果、裁判員を経験された方々の声、裁判員制度の運用状況に関する統計データがさらにくわしく掲載されています。ぜひこちらもご覧ください。

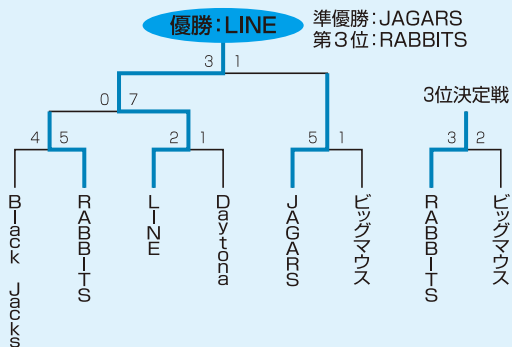
教育委員会 だより

町内軟式野球大会 結果報告

4月6日・13日の両日、木曾川グラウンドを会場とし6チーム参加のもと「町内軟式野球大会」が開催され、各試合とも手に汗握る激戦が繰り広げられました。

決勝戦は「LINE」vs「JAGARS」の対戦となり、好投・攻守を見せた「LINE」が3-1で昨年度に続き優勝の栄冠に輝きました。

なお、試合結果は次のとおりです。



問合せ先
教育委員会 ☎68-1617

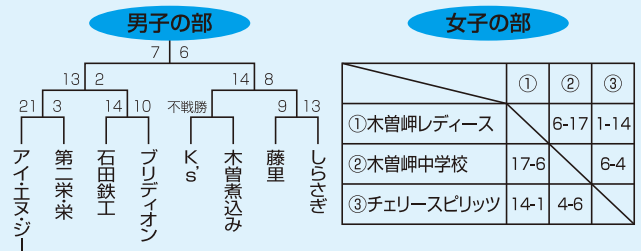
第37回町内ソフトボール大会 結果報告

4月20日(日)、鍋田川グラウンドを会場として木曾岬町体育協会主催による“町内ソフトボール大会”が開催されました。

今大会は、男子の部に8チーム、女子の部に3チームが参加のもと白熱した試合が繰り広げられ、男子の部では強打を誇った『アイ・エヌ・ジー』が、女子の部では『木曾岬中学校』がそれぞれ昨年度に続き2年連続優勝という栄冠に輝きました。

なお、試合結果は次のとおりです。

【試合結果】 男子の部 優勝: アイ・エヌ・ジー
準優勝: K's
女子の部 優勝: 木曾岬中学校
準優勝: チェリースピリッツ



→ 男子の部
優勝: アイ・エヌ・ジー



→ 女子の部
優勝: 木曾岬中学校



～第13回木曽岬町サッカー大会～ 参加者募集



木曽岬町サッカー大会実行委員会では、「木曽岬町サッカー大会」を開催します。
サッカー好きの仲間同士などのチームでふるってご参加ください。

- 日 時 / 7月6日(日) 午前9時試合開始
※集 合 / 午前8時20分
開会式 / 午前8時30分
- 場 所 / 木曽川グラウンド
- 主 催 / 木曽岬町サッカー大会実行委員会
- 後 援 / 木曽岬町教育委員会
- 申込締切日 / 6月24日(火) 午後5時までに登録
用紙に必要事項を記入し、大会主催
者もしくは町教育委員会まで提出く
ださい。
- 参 加 費 / 1チーム1,000円(保険代含む)
※中学生チームは参加費免除
- 参 加 資 格 / 中学生以上で1チームに木曽岬町在
住の方が8名以上いること。
- そ の 他 / 試合時間やその他詳細については、
実行委員会代表に直接問合せくださ
い。
- 問 合 せ 先 / 木曽岬町サッカー大会実行委員会代表
伊藤 勇 ☎090-3562-1716
もしくは、教育委員会 ☎68-1617

木曽岬町の地物をいかした給食の献立について

木曽岬町給食センターでは、木曽岬町産や三重県産
の食材を使って「地物一番の日」として給食を提供し
ています。(変更になる場合があります)

- 6月12日(木) ミノトマト
- 6月13日(金) なす(なすとたまねぎのお味噌汁)
焼きのり

6月には、たくさんの夏野菜が献立の食材となりま
す。学校や家庭で「大きくなあれ」と毎日水をやり、
実がなるのを楽しみにしていると、野菜が苦手だった
子もおいしそうに食べることがあります。野菜に含ま
れるたっぷりのビタミンをたくさん食べて暑い夏に備
えましょう。

こども おうえん ペンリレー

木下 通子

家庭や地域で、朝、顔をあわせた時は「おはよう」、いっしょに朝食を
いただく時は「いただきます」、出かける時は「いってきます」「いってら
っしゃい」とお互いにやさしく声をかけあうことは、大切なことです。

子どもたちは、そのやさしい声を思い出すことで、学校・家庭・地域
でイライラしないで、大きな声で泣かないで友だちとなかよく元気に遊
び、学び、そして一日おだやかに過ごすのだと思います。

わたしたち大人は、そのことを願いながら、帰りを待ってあげたいも
ののだと考えます。

子どもたちが、温かく見守られていると感じ、一日をおだやかに過ご
せるよう、町民のみなさんで温かい声かけや見守りを続けていきましょ
う。

次回は岡村さんをお願いをする予定です。

心がホッとすずめ言葉

「思いやり」という名の水と
「愛」という名の栄養を
たっぷり たっぷりそいであげよう

(人権の花 種をまくの節から)



木曾岬町 学力向上の取組について

広報きそさき4月号では木曾岬町学校教育基本方針(平成25～27年度)における(き)基礎学力の定着、活用力の育成について紹介しました。今回は、「徳」育の(そ)自他を尊重し、かかわり合う豊かな人間性の育成の取組を紹介します。



(そ)自他を尊重(そんちょう)し、 かかわり合う豊かな人間性の育成

豊かな人間性は、学校(園)・家庭・地域における様々な場面において育まれるものであると考えます。学校における集団生活の中で、仲間に自分の思いを伝えることや相手の思いを知ることが、自分を見つめ直したり相手を思いやったりすることにつながります。たくさんの仲間との触れ合いを通じて、子どもたちの人間性は大きく成長すると思われれます。

また、地域で出会う人々と交流したり、異なった文化や習慣を受け入れたりして、人々が協力してよい社会をつくっていきこうという感性も人間性を育む上では大切なことです。そのために学校(園)では、行事を効果的に行うことで、さらなる人間性の育成をめざしています。学校(園)で行っている行事について紹介します。

●体験活動の充実

- 幼稚園・保育園 いも掘り(老人クラブ)
餅つき体験(老人クラブ)
- 小学校 野外体験活動(木祖村)(5年生) 修学旅行(6年生)
消化器使用体験・車イス体験・救急法講習会などの体験活動
- 中学校 宿泊学習(1年生) 職場体験学習(2年生) 修学旅行(3年生)
木曾中フェスティバルにおける文化講座
保育実習(家庭科 3年生) 着物の着方教室(家庭科 2年生)
和楽器(琴)教室(音楽科 1・2年生)



老人クラブとのいも掘り体験(幼稚園)

●国際理解教育の推進

- ALT(外国語指導助手)を幼稚園から配置し、幼児期から国際的な感覚を養い、グローバルな広い視野をもつことができるようにしています。
また、小学校外国語活動や中学校英語科において、担任・教科担任とT.T.(チーム・ティーチング)を活用し、英語の授業をすすめて、よりネイティブな発音に親しめるようにしています。
- インターナショナルデーを実施し、様々な国の文化や習慣に慣れ親しむ取り組みを行っています。



インターナショナルデー(小学校)

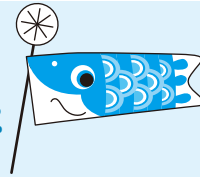
●郷土教育の推進

- 幼稚園・保育園 木曾岬音頭・小唄を習っています。
- 小学校 米づくり体験(5年生)・トマトハウス見学を通して、農業体験を行っています。
木曾岬音頭・小唄を学習しています。(2年生)
3・4年生社会科において、副読本「わたしたちの町 木曾岬」を活用し、地域学習をすすめています。
- 中学校 世界環境デーの期間に合わせて、桜堤防の清掃活動を行っています。
3年生技術科において、農業実習を行っています。



桜堤防の清掃活動(中学校)

子どもの日の集いが行われました



5月2日(金)に南部ならびに中部幼稚園・保育園において、毎年恒例となっている「子どもの日の集い」が行われました。4月に入園した園児たちにとっては、入園式以来の大きな行事でした。

この行事に向けて、園児たちは絵の具・クレヨン・カラービニールなどを使い、思い思いのアイデアで「こいのぼり製作」を行いました。

出来上がったこいのぼりが園庭のポールに取り付けられると、自分の「こいのぼり」を探して楽しむ姿が見られました。そして、風に乗って大きく泳ぐこいのぼりを見て、園児たちから歓声があがりました。

当日は、加藤町長が来園され、一緒に「こいのぼり」の歌を歌ったり、お菓子をプレゼントしていただいたりするなど楽しい集いとなりました。

【中部幼稚園・保育園】



【南部幼稚園・保育園】

『平成27年度使用小学校教科用図書』の展示のお知らせ

平成25年度に文部科学省が検定を行った『平成27年度使用小学校教科用図書』の展示を行っています。

展示用の小学校教科用図書をご覧いただき、ご意見・ご感想などをお聞かせください。

●展示会場／北部公民館

●展示期間および時間

5月30日(金)～6月26日(木)

午前9時～午後4時

※月曜日は除く。(北部公民館が休館日のため)



警察署コーナー



■桑名警察署
■木曾岬駐在所

☎(0594)24-0110
☎65-3635

★ ストップ暴走！暴走族を追放しよう！ ★ ～ 暴走を しない させない ゆるさない ～

●暴走族による迷惑行為と事件

- 空ぶかしによる騒音
- 信号無視・蛇行運転・道路いっぱいになる走行・深夜による集団暴走など
- 暴走族同士の対立抗争による殺人や傷害事件など

●暴走族の背後には

- 暴力団が後ろ盾として存在する場合があります。
- 暴走族の構成員は、暴力団員から「面倒見料」としてお金を要求され、その金をつくるため、ひったくり、強盗などの犯罪を繰り返すことがあります。

●暴走行為に対する処罰

- 道路交通法第68条(共同危険行為等の禁止)は、2年以下の懲役または50万円以下の罰金

●暴走族を追放するために

暴走行為をやめさせるためには、警察の指導・取締りとともに、家庭、学校、職場、地域が一体となって「暴走族を許さない環境づくり」に取り組むことが大切です。

ご家庭の皆さまへ

- 親子の「対話」の機会を多く持ち命の尊さ、暴走行為の危険性・迷惑性を繰り返し教える
- 見慣れないオートバイを隠し持っているときは問いただす
- 深夜の外出、無断外泊を許さないなど

職場、地域の皆さまへ

- 普段から、車やオートバイの正しい使用方法について指導する
- 暴走族のたまり場となりやすい場所は、夜間閉鎖するなど少年がたむろするのを防止する
- 少年を善導する気持ちを持って、近所に暴走族と思われる少年がいたら警察へ連絡するなど

大切なことは、
愛情と勇気を持って駄目なものは「ダメ」と、
はっきり注意を与え、
社会のルールを教えることです。

～外国人を雇用する事業主の皆さんへ 不法就労・不法滞在防止のためのご理解とご協力を～

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象になります。外国人を雇用する際は、不法就労にならないよう注意してください。

●不法就労には

- 不法滞在者が働くケース
- 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース
- 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケースなどがあります。

●法律は事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者に対して罰則を設けています

- 在留カードの確認を怠り不法就労させるとどうなるか
3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金を科せられることがあります。
- 外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していないなどの過失がある場合には、処罰を免れません。

町内4月の交通事故 ()…平成26年累計

●件数/14件(62件) ●死者数/0人(0人) ●負傷者数/0人(10人)



10月から新たに開始になる
予防接種(水痘ワクチン・成人用肺炎球菌ワクチン)についてお知らせします!

水痘ワクチン

- 対象年齢 生後12か月から36か月
- 接種方法 合計2回接種。3か月以上間隔あけます。
- 標準的な接種期間
 - ・生後12か月から15か月に至るまでに初回接種。
 - ・追加接種は、初回接種終了後6か月から12か月に1回。
- 経過措置 生後36か月から生後60か月を対象とし、1回注射します。(ただし平成26年度かぎり)
- その他
 - ・既に水痘に罹患したことがある者は、対象外になります。
 - ・任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある方は、既に接種した回数分の接種を受けた方とみなします。(経過措置対象者も同様です。)

成人用肺炎球菌ワクチン

- 接種対象者
 - ①65歳の方
 - ②60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方
- 接種方法 肺炎球菌ワクチンを1回注射する。
- 経過措置
 - ・平成26年度から平成30年度までの間は、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方。
 - ・平成26年度は、平成25年度の末日に100歳以上の方。
- その他
 - ・既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある者は対象外とする。
 - ・自己負担金については、今後検討されます。

※上記予防接種の詳しいお知らせは、近くなりましたら、広報または個別通知します。また、変更点がでる可能性があります。

9月末日まで、木曾岬町単独で、
高齢者肺炎球菌予防接種を継続しています!

高齢者肺炎球菌予防接種の費用の一部助成について

- 対象者 木曾岬町に住所を有する満65歳以上の方、かつ、5年以内に肺炎球菌ワクチンを接種していない方
- 助成期間 4月1日～9月30日
- 助成金額 3,000円
- 助成回数 生涯1回
- 申請方法 **接種前に申請が必要です。**
印鑑を持参の上、木曾岬町保健センターにて手続きしてください。
- 助成方法 申請手続き後、補助券を発行します。補助券を持参し、医療機関にて3,000円差引いた額をお支払いください。
※医療機関により自己負担額は異なります。
- 問合せ先 木曾岬町保健センター(☎68-6119)

木曾岬町単独で、
大人の風しんの予防接種も継続しています!

～生まれてくる赤ちゃんのために～

全国的に風しん患者の報告が増え、これまでにない流行をしています。妊娠中、特に妊娠20週までに妊婦が風しんにかかる、耳が聞こえにくい、生まれつき心臓に病気がある、目が見えにくい、発達がゆっくりしているなどの障がい(先天性風しん症候群)のある赤ちゃんが生まれる可能性があり、風疹の流行に伴い報告が増えています。特に、風しん報告される方は20～40代の男性が多く、この20～40代の男女ともに他の年代に比べ免疫を持っていない方が多い年代です。予防接種を検討し、風しんを予防しましょう。

- 対象 木曾岬町に住所を有する方で、
 { 今後妊娠の可能性のある女性と夫
 { 現在妊娠中の女性の夫と同居する家族
 ※ただし、風しんにかかったことが明らかな方、風しんの予防接種を接種している方、並びに妊娠中の女性および妊娠している可能性のある女性は除きます。
- 助成金額 1人につき接種実費について上限10,000円。1回のみ。
(10,000円を超える額については自己負担となります)
- 申請方法 接種前に、木曾岬町保健センターで申請書(印鑑が必要)を提出。予診票を配布します。
予診票を持参し、医療機関で接種してください。
- 注意事項

※**妊娠中は接種できません。女性は、ワクチン接種後2か月間は避妊する必要があります。**

接種については、任意接種となります。接種前に予防接種の説明を聞き、理解したうえで接種してください。接種後に健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく副作用救済の対象となります。

予防接種問合せ先
木曾岬町保健センター
☎68-6119

保健センター	福祉・教育センター	役場
--------	-----------	----

お忘れのないように 保健衛生のコーナー

◆福祉健康課・保健センター／☎68-6104

教室・相談

すくすくひろば

- 日時／6月12日(木)、7月10日(木)
午前10時30分～11時30分
- 集合時間／午前10時～10時30分
- 場所／保健センター
- 対象／1歳6ヶ月から(全8回)
- 持ち物／出席カード(2回目から)

カウンセリング (予約制)

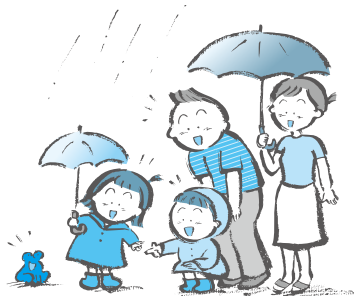
- 日程／6月12日(木)、7月3日(木)
 - 場所／保健センター
 - 内容／ことばや発達の支援、
カウンセリング
- ※ご希望の方は、保健師までご連絡ください。

育児相談 (予約制)

- 日時／6月27日(金)
午前10時30分～11時30分
 - 場所／保健センター
 - 対象／乳幼児と保護者
 - 持ち物／母子健康手帳
 - 内容／身体計測、個別相談
- ※ご希望の方は、保健師までご連絡ください。

のびのび指導室

- 日時／6月27日(金)
午前9時30分～10時30分
- 場所／保健センター
- 対象／平成26年2・3月生の乳児
- 持ち物／問診票、母子健康手帳、
予防接種予診票(3ヶ月児以上、BCG未接種児)



検 診

休日胃がん検診、 休日肺がん・大腸がん検診

- 日時／6月15日(日)
午前8時30分～10時30分
 - 場所／保健センター
 - 対象／検診申込書にて、申し込みを
されている方
- ※申し込みをされた方へは、事前に問診票を郵送しています。

休日乳がん・子宮がん検診

- 日時／6月15日(日)
午前9時～11時
 - 場所／保健センター
 - 対象／検診申込書にて、申し込みを
されている方
- ※申し込みをされた方へは、事前に問診票を郵送しています。

大腸・胃がん検診

- 日時／7月1日(火)
午前8時30分～10時30分
 - 場所／保健センター
 - 対象／検診申込書にて、申し込みを
されている方
- ※対象者の方へは、保健センターよりご案内します。

大腸・乳がん検診

- 日時／7月1日(火)
午前10時～11時
午後1時30分～3時
 - 場所／保健センター
 - 対象／検診申込書にて、申し込みを
されている方
- ※対象者の方へは、保健センターよりご案内します。

子宮がん検診

- 日時／7月1日(火)
午後1時30分～2時30分
 - 場所／保健センター
 - 対象／検診申込書にて、申し込みを
されている方
- ※対象者の方へは、保健センターよりご案内します。

6月個別予防接種

ヒブ／小児用肺炎球菌

- 対象／生後2ヶ月～

四種混合／三種混合／不活化ポリオ

- 対象／生後3ヶ月～

BCG

- 対象／生後5ヶ月～8ヶ月までに

MR(麻しん・風しん)

- 対象／1期 12～24ヶ月までに
2期 5歳～7歳未満で就学前
の1年間に

日本脳炎

- 対象／3歳～

二種混合

- 対象／2期 11歳～12歳 小学6年生

子宮頸がん予防ワクチン

- 対象／中学校1年生

※現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種については、積極的にお勧めしていません。

※問合せ先：保健センター (☎68-6119)

6月前半の行事日程

- 6月5日(木) 1歳半・3歳児健診
集団フッ素塗布
(ウサギグループ)
カウンセリング
- 6月9日(月) 音楽療法

※詳細は前月号または、町行事・健康カレンダーをご覧ください。

救急医療情報

◆地域救急医療情報センター

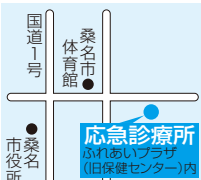
☎0594-23-1199

診察可能な病院を24時間体制で案内します。
医療機関の案内を受けたら診察の可否を病院へ確認して
受診してください。

◆桑名市応急診療所(桑名市ふれあいプラザ内)

☎0594-21-9916

- 診療科目／内科・小児科
 - 診療日／土曜・日曜・祝日
 - 診療時間／午前9:30～12:00
午後1:00～4:00
 - 土曜の夜間／午後8:00～10:00
- ※8月1日より平日夜間診療は休止しています。



子育て相談 専用電話

土・日・祝日を除く午前8:30～午後5:00

子育てに関する相談は

☎68-6119へ(6のハロー119番)

子育てサロン

- 利用できる日
月曜日の午前・午後
火曜日～金曜日の午前

6月の子育てサロンのお休み

6月6日(金)・13日(金)・16日(月)の午後
土・日曜日および祝日

がん検診を 受けられた方へ

今回の検診結果に、「要精検」の
文字があった方は、医療機関で必ず、
早めに精密検査を受けてください。

女性の悩み相談

北勢福祉事務所の女性相談員による
電話相談・面接相談(無料)です。

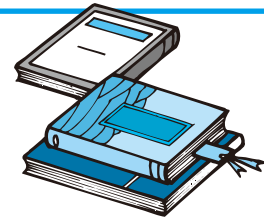
☎059-352-0557

- 月曜日～金曜日
午前9時～午後3時45分
- ※祝日はお休み



図書室だより

北部公民館では、季節のミニコーナーを設置しています。
 今月は下記のとおりですので皆さまどうぞご利用ください。



主な図書 水に関する本

『水の樞』
道尾秀介

『水の未来』
フレッド・ピアス

『冷たい水と、砂の記憶』
谷村志穂

『東京アクアリウム』
小池真理子

『生でおいしい水道水』
中本信忠

『67億人の水』
橋本淳司

主な児童図書 かえるのえほん

『すごいぞ かえるくん』
マックス・ベルジュイス

『かえるさんのおいけ』
なかのひろたか

『がまの油』
長谷川義史

『かんがえる カエルくん』
いわむらかずお

『ケロリがケロリ』
いとうひろし

『カエルもヒキガエルもうたえる』
アーノルド・ローベル

教育関連施設開館日のお知らせ

町 体育館 体育館シューズを持参の上、お越しください。

◎一般開放日
卓球、バドミントンなど、道具の貸し出しを行っています。
自由に使用できます。

8日(日) 午前9時～午後4時
22日(日) 午前9時～正午

◎軽スポーツ教室
スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を行います。
インディアカやドッジボール、卓球などを実施していますので
ぜひ体育館へお越しください。
22日(日) 午後1時～4時

文化資料館
◎開館日
毎週日曜日
午前9時～午後4時

北部公民館
◎開館日
火～日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時

中部国際空港よりお知らせ

航空機騒音については
航空機騒音・テレビ電波障害相談室をご利用ください。

- 電話 / 0569-38-7860(直通) (午前9時～午後6時)
- FAX / 0569-38-7859
- ※時間外は留守番電話にて対応します。

家庭ごみ、資源ごみ収集日程

※収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	A 地区	B 地区
対象地区	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・近江島・西対海地・田代・脇付・雁ヶ地・福崎・上見入・東見入・下見入・辰高・上和泉・下和泉・中和泉・小和泉・小林・栄・中栄・第2栄	富田子・新富田子・東富田子・豊崎・川先・藤里台・西白鷺川・白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・南栄・かおるヶ丘・なぎさ台
可燃ごみ	毎週月・木曜日 2日・5日・9日・12日・16日 19日・23日・26日・30日	毎週火・金曜日 3日・6日・10日・13日・17日 20日・24日・27日
不燃ごみ	毎月第1・第3水曜日 4日・18日	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日 4日・11日・18日・25日	
粗大ごみ	毎月第2水曜日 11日	毎月第4水曜日 25日
資源ごみ	毎月第4日曜日 22日	

家庭ごみ収集におけるお願い

- ※ごみ減量にご協力をお願いします。(資源ごみ、廃品回収をご利用ください。)
- ※生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。
- ※プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。

6月カレンダー

主な行事	場 所	時 間	備 考
1 日 町内一斉清掃	町内全域		
2 月 延長役場	役場 住民課・税務課	午後8時まで	収納・証明業務
3 火			
4 水			
5 木			
6 金			
7 土			
8 日 日曜役場	役場 住民課・税務課	午前8時30分～午後5時	収納・証明業務
9 月			
10 火			
11 水			
12 木			
13 金 第2回定例会(初日)予定	議場	午前9時～	
14 土			
15 日 休日がん検診(大腸・肺・胃・乳・子宮)	福祉教育センター 保健センター	午前8時30分～11時	
16 月			
17 火			
18 水 第2回定例会(一般質問日)予定	議場	午前9時～	
19 木			
20 金 第2回定例会(最終日)予定	議場	午前9時～	
21 土			
22 日 日曜役場	役場 住民課・税務課	午前8時30分～午後5時	収納・証明業務
23 月			
24 火			
25 水			
26 木			
27 金			
28 土			
29 日			
30 月			

7月カレンダー

1 火 乳がん・子宮がん・大腸がん・胃がん検診	保健センター		それぞれ町カレンダーをご確認ください
2 水			
3 木			
4 金			

木曾岬町の人口と世帯数 5月15日現在

人口	6,538人 (前月比+13)
男	3,326人 (前月比+2)
女	3,212人 (前月比+11)
世帯数	2,294世帯 (前月比+3)

夜間・休日電話	68-8111
平日夜間午後5:15～翌日午前8:30 / 土・日・祝日・年末年始	
総務政策課	68-6100
産業建設課	68-6105
危機管理課	68-6101
	68-6106
税 務 課	68-6102
出 納 室	68-6107
住 民 課	68-6103
議会事務局	68-6108
福祉健康課	68-6104
教育委員会	68-1617

納付を
お忘れなく!

6月の納付

- 住民税(6/30納期限) ……第1期分
- 軽自動車税(6/2納期限) ……全期分
- 国民健康保険料(6/2納期限) ……第1期分
- 介護保険料(6/2納期限) ……第1期分
- 水道料金・下水道使用料(6/30納期限) ……A地区
- 幼稚園授業料(6/16納期限) ……6月分
- 保育園保育料(6/27納期限) ……6月分

口座振替の方は振替不能とならないよう通帳の残高をお確かめください。



●町のホームページ
<http://www.town.kisosaki.lg.jp/>



【干拓地内メガソーラー設置】平成27年1月運転開始予定